

健生発1124第10号
令和5年11月24日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

眼球提供者（ドナー）適応基準の一部改正について

眼球提供者（ドナー）の適応の判断につきましては、「眼球提供者（ドナー）適応基準について」（平成12年1月7日付け健医発第25号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、基準通知の別添（眼球提供者（ドナー）適応基準）を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、令和5年12月1日から適用することとし、別添のとおり各眼球あっせん機関の長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知につきまして御配慮願います。